

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について
(令和2年4月10日開催)

1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長
太田 智之 みずほ総合研究所 経済調査部長
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授
(◎は会長)

2 議事

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」
を実施することについて

3 審議会の意見等

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」
を実施することは適当である。

(猪口会長)

・緊急事態措置等を施行したのち、感染者数の把握などで措置の有効性を適切に評価し、措置内容の強化または緩和について随時検討することを求める。

100㎡以下は特措法によらない協力となっているが、狭い場所は3密になりやすく、適切な感染防止対策を十分行うことの注意喚起を求める。

食事提供施設はしばしばクラスター発生場となっているため、3密にならないための対策はもちろん滞在時間の短縮、食事提供の工夫など感染防止対策を特に厳重に行うことを求める。

(太田委員)

・感染拡大防止に必要不可欠な措置であり、着実な実施をお願いしたい。

なお、要請実施後はモニタリングなどを通じて措置の実効性を高めるとともに、運用に際して都民や事業者から寄せられた質問や意見、またそれに対する都の認識を適宜情報公開し、施策の透明性ならびに信頼性の確保に努めてもらいたい。

(大曲委員)

- ・内容を承認する。

(紙子委員)

- ・特措法に基づく協力要請と特措法に基づかない協力依頼に分け、後者で、床面積1,000㎡以下の施設にも、原則として施設の使用停止及び催し物の開催の停止を要請したことは、適切である。

特措法第24条第9項と事実上の協力依頼は、依頼に応じない場合の強制力が無いことなど、効果にほぼ差がない。

現状、相当数の大規模店舗、遊戯施設、運動施設が開業を自粛していることから、この措置案を可及的早期に実施することが最も肝要だと考える。

(濱田委員)

- ・緊急事態措置等について異論はなく、実施することについて可と考える。